

25静都建建指第1344号
平成25年6月18日

静岡市内を業務範囲とする
指定確認検査機関 各位

静岡市都市局建築部建築指導課長

市街化調整区域における建築計画変更申請等の手続きについて（依頼）

日頃、静岡市の建築行政にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

各機関におかれましては、都市計画法第43条第1項に基づく許可を受けた建築計画の計画変更申請及び軽微な変更を審査する際には、静岡市開発指導課から交付される都市計画法第43条第1項に基づく許可書若しくは都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明書の確認を行うことで、都市計画法への適法性を判断される手続きが行われていることと思われます。

この度、円滑かつ適確な確認検査を実施するため関係課と協議した結果、下記のとおり変更手続きを行うこととしたので、通知します。

記

1. 静岡市開発指導課が申請者の提示する変更内容を確認した際に、許可申請が不要と判断した計画については、同課が変更図面に押印（別紙参照）を行いますので、その押印の有無によって当該変更内容の都市計画法への適法性を判断します。
2. 静岡市開発指導課が申請者の提示する変更内容を確認した際に、許可申請が必要と判断した計画については、昨年度同様に同課への許可申請の手続きを行います。



＜担当＞

静岡市都市局建築部建築指導課
審査担当 新庄・本多
TEL 054-221-1259

別紙

都市計画法第43条
第1項の規定による

合 可 濟



都市計画法第43条第1項に
適 合 濟
建築確認申請書に本書を
添付してください。
(複製は無効です。)

